

業務部速報

No. 61

発行 17. 1. 19

JR東労組 業務部

第2回交渉

申11号

「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」に関する申し入れ

3. 監督業務の委託においては、受託会社任せとならない体制とすること。また、営業線近接となる設備の保守や工事については、JR直轄の担当すること。

会社 ・旅客上家や橋上駅舎の梁・柱など列車走行空間に直接影響する部分の委託を考えている。
・委託するのは、施工図照合と品質管理業務。安全や調整、しゅん功等の業務は直轄。
・営近範囲で縛ってしまうと、線路脇の建物の内装等が対象外となってしまう。安全は引き続き直轄で担当していくので、委託できる件名を広げたい。
・今回ルールを整備するが、業務輻輳時に業務の平準化を行えるようにという主旨であり、どの件名を委託するかは各技セにて決定していく。

組合 ・主旨は業務平準化であり、委託するか、直轄で行うかの判断は技セで行うことを確認する。
・「列車走行空間に直接影響」という定義はこれまでなく、曖昧。いずれ何でも委託されてしまわないよう、マニュアルやルール作成時に歯止めを掛けること。また支社毎にルールや判断がぶれないように指導すること。 →会社了解

4. 集約工事については、反復・継続して発注する工事に限定すること。

会社 ・施策の主旨は、発注段階の手続きを見直し、工事着手の早期化＝工事完成の早期化である。
・年度末に集中している工事の平準化に繋げたい。そういう意味で工種に制限は掛けない。

組合 ・予算費目や工種が複雑化し管理が大変。建築で言えば設備管理システムに入らない。
・集約工事の現状を考えると、設計変更業務が年度末に集中するのではないかと？

会社 ・集約工事でも段階的にしゅん功させることも可能。また、管理できないくらい複雑な工事を集約する必要はない。契約形態の選択枝を広げるので、各技セにて選択してほしい。

3項・4項にて、業務平準化のため選択枝を増やす施策の主旨を確認。併せて、対象工事はあくまで各技セにて決定していくことを確認。

5. 建築設備センター(仮称)については、体制と目的を明確にした上で、必要な資機材の整備、執務上必要となるスペース及び付帯施設(休憩・休養所、ロッカー、更衣室、書類保管庫等)を整備した後に発足させること。また、労働条件、賃金が現行水準より低下しないようにすること。

会社 ・技セの業務を支社に組み込む。
・具体的な体制は支社で検討する。

組合 ・秋田では体制変更後、引っ越しは後になると聞いている。準備後に行うこと。

会社 ・執務箇所の変更と体制の変更は別問題で同時でなくても良い。

組合 ・体制は支社で検討・決定するなら変更日も支社で決めればよいのではないかと？

会社 ・フレックスの適用は支社で検討する。
・手当は業務内容ではなく、組織的な環境を加味した役職に対してのもの。

・社員は非現業の職名、フレックスになるのか？
・同じ業務に従事するのに、会社都合で労働条件(手当や基本給の調整)が下がっては納得できない。

会社 ・人によって感じる度合いが違う。
・働き方は後から付いてくる。

組合 ・会社施策による組織の改正だ。
・組合員に不利益があってはならない。
・モチベーションや生産性が上がらない。

執務スペースなどを整え実施時期は各支社で決定する事を確認!